

立教小学校 いじめ防止基本方針

立教小学校では、いじめ防止対策推進法および東京都のいじめ防止対策推進基本方針に則って、いじめの防止を推進していく。さらに、次のような本校の方針を定める。

いじめに対する共通理解と認識

1. いじめは、どの集団でも、どの児童にも、いつ起きてもおかしくないと認識する。
2. いじめは、いじめをうけた子どもの心を大きく傷つけるだけでなく、それを止めなかつたり見過ごしたりすることによっても子どもの心に傷を残すことを認識する。

いじめに対する学校の方針

1. いじめが起きない教育環境づくりを目指す。
2. いじめを早期に発見できる教育体制をつくる。
3. いじめを早期に解決する対応力を強化する。

いじめが起きない教育環境づくり（未然防止）

すべての教師が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保に努め、積極的にコミュニケーションを図り、温かな人間関係を構築する。他人の気持ちを共感的に理解し合い、お互いを尊重する態度を養う。

1. いじめ防止に関するカリキュラム
 - いのちの教育・情報モラル教育・縦割り活動・いじめアンケート「気になること、いやなことはありますか」を年3回、東京都ふれあい月間（6月、11月、2月）に実施（アンケートは5年間保存）・「ハイパーQU」の実施・第4学年全児童対象スクールカウンセラーとの懇談会
2. 子どもたちとの約束
 - いじめをしない。いじめは許されない。
 - いじめについて見ぬふりをしない。
 - いじめられたと思ったら、担任に相談する。
3. 学級活動を中心に安心できるクラスをつくる
 - 聞き合い、学び合う授業改善を進め、すべての子どもが参加、活躍し、競争ではなく協奏する授業の実現を目指す。
 - 子どもたち同士が話し合い、合意形成、自己決定やトラブルの解決ができる集団を育てる。
 - 「居心地のよいクラス」「友だちのことを考える」などをテーマに話し合いの活動を実施する。

いじめを早期に発見できる教育体制

1. いじめ防止委員会：校務運営のメンバーにて組織
 - いじめの発生を予見・認知した教員はすぐに学年会と教頭に報告する。教頭はいじめ防止委員会（校務運営会議）にて報告し、対応を検討し実行する。
 - 気になる（問題を抱えている）児童について、保健日誌やカウンセリング日報を通してサポートチームとの連携を図り、担任等関係教員に連絡し、いじめの発生がないかどうかの報告を受ける。
 - 校内巡回を通し、児童を観察する機会を増やす。
 - 教職員会議や事例研究会にて、担任と専科教員のより良い連携のために、子どもについての情報交換の場を設ける。
2. 児童へのアンケート・個人面談
3. 保護者との個人面談

いじめを早期に解決する対応力強化

1. 学年や学校全体で早期解決事案を参考に、解決に向けての対応をする。
2. 双方の保護者と、連携・協調して対応する。

いじめに関する研究・研修を充実させる

1. 教職員研究会、事例研究会、キリスト教教育研究部、生活指導部などを活用する。